

# 相双教育事務所

## 令和7年度 学校教育指導の重点

「令和7年度学校教育指導の重点(福島県教育委員会)」に基づき、その全般的な推進を図りつつ、相双教育事務所域内の課題を踏まえて、次の点に重点を置きます。

### 「相双ならでは」の教育の推進

- ・「相双らしさ」をいかした多様性を力に変える教育
- ・相双で学び、相双に誇りを持つことができる「相双を生きる」教育

### 小中 義務教育

#### 学校教育

児童生徒一人一人が未来の創り手となる小・中・義務教育学校教育

【県指針1】急激な社会の変化の中でも通用する資質・能力の育成を図る学習指導の工夫・改善

相双→「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（「相双教育アピール」、「ふくしまの『授業スタンダード』」、「授業改善グランドデザイン」を活用した授業の充実）

【県指針2】道徳や体験活動を重視した豊かな人間性・社会性の育成と体育・健康に関する指導の充実

相双→道徳教育推進教師を中心として、学校全体で「考え方、議論する道徳」への質的転換を図る授業改善  
→健康マネジメント能力の育成に向けた組織的な取組（「自分手帳」の活用と体力向上推進計画の適切な実施）

【県指針3】「社会に開かれた教育課程」の実現と家庭や地域社会とともにある学校づくり

相双→地域住民と学校が連携・協働する教育活動の充実（地域連携担当教職員を中心とした計画立案）

### 高 等学校教育

#### 等学校教育

生徒一人一人の進路実現を図る高等学校教育

【県指針1】教育内容・方法の改善・充実

相双→自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを育成するための、指導方法の工夫改善

【県指針2】ICT活用などによる学びの変革

相双→紙とデジタルの双方の良さを取り入れた、個別最適な学びの充実

【県指針3】自己指導能力の育成を目指した生徒指導の充実

相双→中学校との連携による、高校生活への適応指導の充実  
→人間としての在り方生き方にに関する指導の充実

【県指針4】キャリア教育の視点に立った進路指導の推進

相双→望ましい勤労観・職業観を身に付けるための、キャリア教育の充実

【県指針5】体育・健康に関する指導の充実

相双→「自分手帳」の機能を活かす活動等による、心身の健康の保持増進に関する指導の充実

連携・交流

連携・交流

### 幼 兒教育

#### 兒教育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う  
幼稚教育

【県指針1】生きる力の基礎を育む幼稚教育の質の向上と  
幼児期における資質・能力の育成

相双→幼児一人一人の行動の理解と予想に基づく計画的な  
教育環境の構成

【県指針2】園種、年齢や発達の過程を踏まえた教育課程の  
編成と指導計画の作成

相双→「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた  
教育課程の編成及び指導計画の作成と、評価・改善

【県指針3】家庭や地域社会等との連携を生かした特色ある  
園づくりの推進

相双→小学校との計画的、継続的な連携の推進及び架け橋期  
のカリキュラムの作成

### 特 別支援教育

#### 別支援教育

「地域で共に学び、共に生きる教育」を  
推進する特別支援教育

【県指針1】連續性のある多様な学びの場を重視した対応

相双→個別の教育支援計画及び個別の指導計画の引継・  
活用の促進

【県指針2】一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

相双→「障害のある子供の教育支援の手引」の三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえた教育的ニーズの整理と、その時点で最も必要な教育の提供

【県指針3】自立と社会参加に向けた教育の充実

相双→各段階における家庭や地域、関係機関と連携した  
特別活動を要とするキャリア教育の充実

相双教育事務所

検索

